

行政さが

〔発行所〕 佐賀県行政書士会
〔発行者〕 会長 赤司 久人
〔編集者〕 広報部編集委員会
TEL 0952-36-6051 FAX 0952-32-0227
HP <http://capls.or.jp>
Mail sagaslct@orange.ocn.ne.jp

<題字: 徳永浩(副会長)>

No.
141

平成27年度10月号 会報

目 次 Contents

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ■ 平成27年度第1回九地協会会長会報告 | P1~3 |
| ■ マイナンバー制度研修会参加報告 | P3~5 |
| ■ 『大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書』締結へ | P6 |
| ■ 「行政書士制度広報月間に寄せて」(広報部) | P6~7 |
| ■ 「ベテラン行政書士の“ここだけの話”」 | P8~9 |
| ■ 各部の活動報告 | P10~11 |
| ■ 会員の動向/新入会員の紹介 | P12~13 |
| ■ 行政書士倫理綱領/事務局だより/編集後記 | P14 |

写真:「紅葉に彩られる女彦山」 福島幸典(広報部)



佐賀県行政書士会

平成27年度第1回九地協会会長会報告

- ◎日 時 平成27年7月18日(土)
◎場 所 宮崎県都城市「メインホテル」
◎出席者(報告者) 佐賀県行政書士会 会長 赤司 久人



<協議事項>

1. 九地協役員会等輪番の確認

平成27年度4回開催予定

- | | | |
|-----|----------|--------------|
| 第1回 | 宮崎会(都城市) | 平成27年7月18日 |
| 第2回 | 熊本会 | 平成27年10月~12月 |
| 第3回 | 長崎会 | 平成28年2月 |
| 第4回 | 沖縄会 | 平成28年4月 |

なお、佐賀会は平成28年度第1回の開催地になる予定です。

2. 平成27年度予算(案)、会則改正(案)原案のとおり可決、承認

※事業費として、研修費用等を100万円確保することを議決した。

3. 各単位会の研修、自治体との関係構築、運営上の取り組み、各業務部についての新しい取り組みなど、情報を共有できるメーリングリストの立ち上げについて(福岡会)

※提案どおり、可決、承認

4. 大規模災害時における九地協相互応援に関する協定(案)について(大分会)

※引き続き協議することを確認

5. 各単位会で開催する研修会に他県会に参加案内する件について(長崎会)

※特に福岡会にご協力いただくよう要請

<報告事項>

1. 平成26年度九地協事業報告

2. 行政書士調査票について(大分会)

※現在使っている調査票は、欠格事由の欄等の根拠法の記載が法改正に準拠していない部分があり、佐賀会でも変更の必要があると思われる。

3. 車庫証明提出書類について（宮崎会）

※県警との交渉の結果、用紙余白部分に「行政書士の資格のない者が、報酬を得て、業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。※罰則一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」と印刷することに決定した。

4. 大規模災害発生時における自動車の行政相談に関する協定について（鹿児島会）

※九州運輸局、軽自動車検査協会、行政書士会の3者で協定締結。
運輸局としては、佐賀会とも協定を結びたい意向であるとの報告を理事から受けています。連絡があり次第、協議する予定。

5. 行政書士試験の受験者が大幅に減少していることについて（鹿児島会）

※受験者が大幅に減少しており、この状況が続けば、試験センターが赤字に陥り、試験制度に影響が及ぶ懸念が示されました。

<その他>

1. コスモス成年後見サポートセンター会員の逮捕報道について（長崎会）

※日行連や神奈川会の責任等について質問がありました。

2. 許認可等に関し、各単位会の行政庁との意見交換実施状況について（沖縄会）

※九地協として各単位会にアンケートを実施することに決定

3. 自動車販売店協会会員等自動車販売店の自動車登録等に関する懸念について（大分会）

※OSS に関し、日行連と国交省の交渉が大詰めにかけていることに関し、九地協として日行連に要望を提出するように要請があった。

4. 空家等対策の指針に関する特別措置法に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に関し、協議会の構成員に行政書士が含まれていないことについて（大分会）

※九地協として日行連に要望することを決議した。

5. 法教育、知的資産経営報告書作成等に関し、九地協の中に部会や連絡協議会を立ち上げ、定期的な担当者会議を開催することについて（佐賀会）

※概ね各単位会の賛同を得た。九地協の事業費予算100万円の範囲で実施できる可能性あり。

6. 各単位会の会員の中で各分野において優れたスキルを有する会員をリストアップすることについて

※次回の会長会までに、リストアップすることに決定した。

- ◎（福岡会）中小企業支援に関し、弁理士会との連携を考えている。現在協議中なので、決定したら各単位会にも報告する。福岡会のホームページにもアップ予定。
- ◎（福岡会）外国からの留学生を相手にビザの知識等を提供している。また、企業を対象に入管業務に関する相談会を開催している。
- ◎（熊本会女性部会）7年前から高校生を相手に法教育（各種届出、法の仕組み等）を行っている。
- ◎（宮崎会）農業大学校で民法の基礎を講義
- ◎（鹿児島会）高校の土木科生徒を対象に、建設業許可等の基礎を講義。タイ、ベトナム、インドの留学生等に国際業務の相談会実施
- ◎（宮崎会）遊休農地又は耕作放棄地の相続調査を会として受託し、会員に委託している。これまでに総額で1000万円以上の実績がある。国の補助金があるので、市町村の農業委員会が実施主体となっている。
※佐賀会としても早急に調査の必要があると思われる。

以上



マイナンバー制度研修会参加報告

参加者（報告者）
業務担当副会長 藤山 正純

下記研修を受講しましたので、会員の皆様へ情報提供させていただきたく、ご報告します。

- ◆ 研修名 マイナンバー制度研修会
- ◆ 主催者 福岡県行政書士会 法務経営部
- ◆ 日 時 平成27年8月5日（水） 15:00～16:30
- ◆ 場 所 福岡県労働会館

第1部 マイナンバー制度について

講師・資料提供：福岡県企画・地域振興部 情報政策課

※下記は提供資料より一部抜粋

- ・個人番号制を導入している国の制度概要（ドイツ、アメリカ、スウェーデン、フランス、デンマーク、韓国、シンガポール）
- ・法律成立までの経緯説明
- ・マイナンバー制度の趣旨
「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」「国民の利便性の向上」
- ・社会保障・税番号制度の仕組み
- ・番号通知について

平成27年10月以降、国民の一人ひとりに12桁マイナンバーが通知される。これは住民票の住所に送られるので、注意が必要。また、法人にも法人番号（13桁）が付番され、法人番号は公表される。

- ・マイナンバーの利用について
社会保障（年金・労働・医療・福祉）、税、災害対策に関する事務について、地方公共団体が利用する。
- ・事業所の対応について

事業所は次の提出書類に従業員のマイナンバーを記載して提出する。

平成28年1月～（予定）

- 国民健康保険関係・・・被保険者資格取得届、高額療養費支給申請書
- 介護保険関係・・・要介護認定申請書
- 後期高齢者医療関係・・・限度額適用・標準額減額認定申請書
- 児童福祉関係・・・児童手当認定申請書
- 地方税関係・・・自動車取得税・自動車税申告書 など

平成29年1月～（予定）

- 年金関係・・・年金請求書 など

平成29年2月～（予定）

- 国税関係・・・所得税の申告書 など

第2部 マイナンバー法施行に対する行政書士実務の対応

—企業法務の観点から—

講師・資料提供：行政書士 藤田 忠尚（福岡県行政書士会会員）

I はじめに

マイナンバー制に対する行政書士実務対応の核心は、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」）の分析と展開にある。ガイドラインが企業側

に求める対応の中核である「基本方針」「社内規定」「委託契約案」及び関連する様式類の策定作業を、ガイドラインの趣旨に適合させる働きが、行政書士に求められている。

II 番号法の概要

1. 番号法の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）の①目的②政策上の効果③国民への効果について説明あり。

2. 番号の活用

「個人番号利用事務」（行政）と「個人番号関係事務」（事業所）
民間事業所に関係があるのは「個人番号関係事務」である。
各種の情報保護措置が求められる。（下記）

3. 番号の保護

●利用に係る措置

利用範囲の限定（社会保障、税、災害対策）

目的外利用の禁止

ファイル作成制限（特定個人情報ファイルを作成できる場合を限定列举）

●提供に係る措置

提供制限 提供できる場合を限定列举（個人番号は提供にも制限がある）

収集・保管の制限（収集できる場合は限られている）

●管理に係る措置

安全管理措置（関係事務実施者・責任者の指定、取扱規程の整備等）

その他

以下、ガイドラインの各条の概要が示され、続いて「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置」について、具体的な取扱注意点が示された。

また、行政書士の対応領域については、ケーススタディとして事業者が作成すべき「基本方針」「社内規定作成」「委託契約書」のモデルが示された。行政書士が取り組むべき事業として参考にすべきである。

※上記研修の他、マイナンバー制度をテーマとした下記の研修やセミナーに本会役員が参加しております。研修資料や報告書等をご覧になりたい方は事務局にてご閲覧下さい。

☆ 大分県行政書士会主催

「マイナンバー制度及び民法改正について」（平成27年8月5日）

☆ 山田労務管理事務所（佐賀県内社会保険労務士）主催

「企業のためのマイナンバー制度対策セミナー」（平成27年8月18日）



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

『大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書』締結へ

この度、佐賀県と佐賀県行政書士会も所属する佐賀県専門士業団体連絡協議会との間で『大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書』が締結されることになりました。

4年半前に発生した東日本大震災やこの数年続く異常気象、火山活動等により様々な災害等に見舞われる可能性が増加しております。この様な非常時において行政機関のみで住民の支援を行うことは難しいのが現状です。そこで各々が日々の業務で専門知識を有している各士業団体が、佐賀県と相談業務の支援に関して協定を締結することにより県民の支援に迅速かつ幅広く対応することが期待されています。

無論、災害が起きないことが一番大切ではありますが、社会貢献活動の一つとして県や市町村等の行政機関、県民の支援を行うことで、行政書士業務に関する理解を広めていく機会と出来るよう、会員の皆様のご協力を宜しくお願い致します。

「行政書士制度広報月間」に寄せて（広報部）

毎年10月1日から31日までを「行政書士制度広報月間」として、県内の関係官公署や市町村及びその出先機関に対し、行政書士制度の理解とPRのため、ポスター掲示依頼活動や本会・各支部において無料相談会等の活動を行っています。

これらの活動の目的は、関係各機関に対し行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動を行うとともに、非行政書士による許認可業務等の申請代理行為の排除を求めることにあります。

平成27年7月8日に佐賀県議会において採択された「県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続き条例の遵守について」の請願をより意味のあるものとするためにも、非行政書士行為の予防や排除並びに行政書士法の適正運用の推進を図るとともに行政手続の円滑な実施に寄与することによって、県民の理解と信頼を得る必要があります。

監察委員会では、期間中に佐賀市農業委員会と非行政書士行為の予防・排除について情報交換を行う予定です。

非行政書士行為の予防・排除は、私たち行政書士の職域確保にとどまらず、県民の専門家による適切なサービスの提供を受ける権利を保障することにもなります。

会員の皆様におかれましては、監察活動をご理解のうえ、積極的なご協力をお願いするとともに、期間中、各事務所におかれましても行政書士業務の相談または行政手続きの相談窓口として県民サービスに努めてください。

各種許認可のスペシャリストでありアドバイザーとして県民に応え、有意義な制度として評価が高まるようご協力お願いいたします。

以下は期間中に実施予定の（実施済みも含む）無料相談会の日程です。

ベテラン行政書士の
“ここだけの話”

No. 2 佐賀支部 徳永 浩 会員



1. 質問 = 行政書士となられた経緯を伺わせて下さい。

☆ 法学部の2年生の時、はじめて行政法の講義を受けたのですが、それまでに学んだ憲法や民法の考え方とはだいぶ違った思考をしなければならぬ法分野なのだと戸惑いました。これは自分でもしっかり勉強しないと分からないままだろうなあ、という危機感があり、ちゃんと自分で行政法を勉強しようと思ったのです。

しかし、ただ勉強するだけではモチベーションが維持しにくい。ですので、せっかく勉強するのならその成果を目で見える形で貰える資格試験を受けようと思い立ち、その年の行政書士試験を受験することにしました。

幸いにして初回受験で合格したのですが、当時大学2年生でしたので登録を考えることもなく、その後は大学院に進学しました。修士課程から博士課程に進学をしようかという時、その頃は博士号を取得しても大学教員になるための空きがなく、研究職を志す道は不安定極まりない環境でしたので、実務家になるのも手かも知れない、と思い修士号を取得後、すぐさま佐賀会へと登録しました。

2. 質問 = メインとされている業務について、またその業務を行われる上で注意されている点を伺わせて下さい。

☆ 開業当初より、予防法務・民事法務の分野を多く手がけてきましたが、現在も法人では契約やコンプライアンス・ガバナンス指導、個人では遺言や相続に関する業務が中心적입니다。

企業法務については、その企業も様々な法律資格者と今までにお付き合いがあります。多くの士業の中から、特にこの人に依頼したい、と思ってもらうには執務の迅速性が要求されますが、逆にいえば迅速な依頼処理を正確に行えば、信頼の高まりと共に依頼も増え、顧問契約にも結びつきます。

個人法務では、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。守秘義務のある国家資格者とはいえ、最初から何でも包み隠さず話してくれる依頼者は稀ですし、本人が話さなくてもいいと思っている場合や、忘れていた事実などもあります。そこで、安心して互いに話せる環境づくりが、まさにリーガル・カウンセリングの基本にあるのだと自分に言い聞かせながら根気よく相談に応じるようにしています。

3. 質問 = 長い業務歴の中で印象に残る業務を一つ伺わせてください。

☆ やはり「危急時遺言の作成」でしょうか。いまわの際にあって、最終の意思を遺すものです。民法の基本書や家族法の実務書などを読み、その存在は知っていても、これに関わることはないだろうと勝手に思っていました。

ところが、とある金曜日の夜に顧問先より電話があり、「父がICUに入っており、遺言をしたいと言っています」というのです。夜間ですし、週末の休みに突入する日時ですから公証人を呼ぶこともできず、危急時遺言しかない、と。そこで、夜のうちに法文を丹念に読み込んで書式を作り、翌朝にICUへと出向きました。通常の公正証書遺言では証人は最低二人で済みますが、危急時遺言は三人。遺言者本人の自由で自発的な意思を確認するために、医師や看護師、家族の方も一旦は退席してもらい、医療機器の電子音の響く中、意思確認を丁寧に言いながら、遺言の趣旨を筆録していきました。

世の中にはマイナーな手続があり、これを使うことがないだろうと思いがちですが、数年に一度は極めて珍しい手続を実際に受任することもありますので、やはり日々勉強なのだという思いを新たにしました。

4. 質問 = 今後注目されている業務等について伺わせてください。

☆ 不正競争防止法や独占禁止法など、いわゆる経済法分野。私自身、景表法に関する事件を受任して処理したことがきっかけで、東京の企業から定期的に依頼が来るようになった経緯もあり、この分野の業務は行政書士として開拓の余地が大いにあると思っています。

さらには、知財に関する分野。工業所有権の登録については弁理士の独占業務ですが、登録された権利に関する売買や使用許諾に関する契約書の作成などは行政書士もできます。著作権は行政書士の知財分野における伝統的業務ですが、度重なる法改正があるなど常に動きのある世界ですから、その分専門家が必要とされます。知財立国を目指す我が国の歩調と合わせ、伸びる業務だと感じています。

5. 質問 = 後輩行政書士に一言アドバイスをお願い致します。

☆ 登録したての頃は、実務について勉強が先か業務の受任が先か、というジレンマもあると思います。これについては、業務をこなしながら勉強していく、という同時進行しかないと思います。

業務を進める中で疑問や心配が湧き起こってきたとき、自分で調べたり役場の担当者に尋ねたりするのですが、ぜひ先輩行政書士の方々に訊いてみる、というのをされてみてください。

それぞれの専門領域で、長い実務歴を持たれている先輩方のアドバイスは文字通り宝の山ですし、質問しても気持ちよく応じてくださる方ばかりの佐賀会ですから、気後れしては非常に勿体ないですよ。

ぜひ、研修会や交流の場などに参加され、会員同士のつながりを築いて頂ければと思っています。

最後になりましたが、佐賀会に入会された皆様のご活躍を心より祈念し、筆を置くことに致します。

各部の近況（活動報告）

～平成27年7月～9月～

総務部

7月 1日 山口県知事を表敬訪問（会長・副会長3名）
 10日 宮崎会実施法教育を視察
 28日 県議会訪問
 29日 新入会員登録式

8月 7日 専門士業団体連絡協議会幹事会

9月15日 総務部・法務委員会合同会議

業務部

7月 2日 第2回業務部会 於佐賀県行政書士会 会議室

- 議事
- ①特定行政書士法定研修の実施について
 - ②マイナンバー制度の当会取組みについて
 - ③出前講座の講師派遣について
 - ④CSO 提案型協働創出事業について
 - ・過年度の実績のとりまとめ、県民協働課への実績報告及び告知依頼
 - ・出前講座申込書の改定について
 - ⑤講師派遣の講師料の実績とりまとめについて
 - ⑥ベンチャー交流ネットワーク例会
 - ⑦マイナンバー制度他県会講習会の参加について
 - ⑧ワイズ（株）との業務提携について

7月7、8、14、15日 特定行政書士法定研修 於佐賀県行政書士会 会議室
 受講生 29名

7月23日 ベンチャー交流ネットワーク例会出席 於佐賀大学

8月 5日 ①マイナンバー制度研修会参加 主催：福岡県行政書士会
 ②マイナンバー制度及び民法改正についての研修会参加 主催：大分県行政書士会

8月18日 企業のためのマイナンバー制度対策セミナー参加 主催：山田労務管理事務所

8月20日 第3回業務部会 於アバンセ

- 議事 ①「遊休農地又は耕作放棄地の相続調査」を会の受託業務とするための調査等について
- ②各分野において優れたスキルを有する会員をリストアップすることについて
- ③前回の部会からの懸案事項についての協議
- ・CSO 提案型協働創出事業について
 - ・過年度の実績のとりまとめについて進捗報告
 - ・県民協働課への実績報告及び告知依頼の日程調整
 - ・出前講座申込書の改定について中間報告
 - ・講師派遣の講師料の実績とりまとめについて
- ④ベンチャー交流ネットワーク例会の報告
- ⑤マイナンバー制度他県会講習会の参加についての報告

8月20日 業務研修会 於アバンセ

研修内容 建設業法様式の財務諸表作成上の注意点
経営状況分析8指標の解説～

講師 (一財)建設業情報管理センター 細川 俊晴 様

参加人数 25名

9月5、6、12、13日 特定行政書士法定研修（補講） 於佐賀県行政書士会 会議室

広 報 部

8月 1日 広報部会

- 議事 ①広報月間の準備について（各機関宛て文書の確認他）
②監察広報合同会議について

9月 1日 広報部会

- 議事 ①監察広報合同会議について ②広報月間における監察活動について
③会費滞納者への対策について

9日 広報月間PR活動（報道機関・国・県の関係各署へ広報月間PR活動）

24日 会報編集会議

29日 広報月間PR活動（サガテレビ「かちかちワイド」に出演）

会員の動向

【新規入会】

支部名	登録日	氏名	〒	事務所所在地	TEL
武雄鹿島	H27. 7. 1	なんり りゅうじ 南里 隆司	849-1204	杵島郡白石町大字坂田 194 番地 3	0954-65-4810
唐津	H27. 7. 15	まえだ あきと 前田 旭一	847-0821	唐津市町田 2140-1 スリ ービービル 2F A 号室	0955-58-8826
武雄鹿島	H27. 8. 1	もり ひろふみ 森 博文	843-0302	嬉野市嬉野町大字下野 甲 729 番地 2	0954-28-9101
佐賀	H27. 9. 1	にしじま とおる 西島 亨	840-0041	佐賀市城内二丁目 4 番 12 号	090-4340-6061

【事務所所在地変更】

支部名	氏名	〒	新事務所所在地	TEL
武雄鹿島	岡 昭久	849-1311	鹿島市大字高津原 4375 番地モード NEXT21 ビル 2F-A	0954-62-7980

会員数 219名 (男:200 女:19) ※平成27年10月1日現在



新入会員の紹介

なんり りゅうじ
南里 隆司

【入会日】

平成27年7月1日

【事務所名】

南里行政書士事務所



毎日のお仕事ご苦労様です。7月に入会致しました白石町の南里と申します。大学卒業後、大阪で働いておりましたが、Uターンしてもう20年になります。実家の事情でなかなか定職につけず、年齢も重ね、何かやりがいのある資格をと思い行政書士にチャレンジし、やっと開業することができました。

色々なパートやアルバイトを経験する中で、多くの方が生活を安定させるために様々なご苦労をされている事にもふれ、資格を活かして力になればとも考えております。いずれにしても行政書士として研鑽に励む事が第一ですので先輩会員の皆様のご指導を心よりお願い致します。

まえだ あきと
前田 旭一

【入会日】

平成27年7月15日

【事務所名】

前田行政書士事務所



佐賀県行政書士会の会員の皆様はじめまして。7月に行政書士登録いたしました前田と申します。

登録後、すぐに事務所を構えさせていただきましたが、実務として取り組むことの難しさを日々感じているところです。大変ではありますが、誠心誠意努力して早く事務所を軌道に乗せられるように頑張っていきたいと思っております。

諸先生方には今後ご迷惑をお掛けしたりすることもあるかとは思いますが、何卒ご指導とご支援のほどよろしくお願い致します。

もり ひろふみ
森 博文

【入会日】

平成27年8月1日

【事務所名】

行政書士森博文事務所



はじめまして、8月1日付で入会させていただきました森と申します。どうぞよろしくお願い致します。私は、今年の3月31日に地元の市役所を定年退職しました。

退職が近づくにつれ今までお世話になった地元にも少しでも恩返しができたらと思い、開業に踏み切ることにしました。

開業して2か月になりましたが、行政書士の仕事は、範囲が広くていったい何から取り組んでいけばいいのか不安な毎日です。

行政書士の仕事に誇りと責任をもち、会員の皆様のご指導を受けながら頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

にしじま とおる
西島 亨

【入会日】

平成27年9月1日

【事務所名】

行政書士西島事務所



こんにちは。9月に入会させていただいた西島と申します。

まだ登録したばかりで右も左もわからないような状態で何をすることも行政書士会の事務局の皆さんをはじめとして御迷惑をお掛けしていません。

ただ、いろいろな人と交流させていただく中で、試験勉強で知っていた場面に遭遇したりと新鮮な日々でもあります。

会員の皆様にはまだまだ御迷惑をおかけしますが、よろしくご指導くださるようお願い申し上げます。



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



事務局 だより

平成27年度第3期 《会費納入のお願い》

事務局では平成27年度第3期（平成27年10月～12月）の会費の納入をお願いしております。多忙な時期でいらっしゃるかとは思いますがどうか当会のご活動にご理解いただき、入金をお願い申し上げます。

過年度において未納会費がおりになる方につきましても、宜しく願いいたします。

※ 会費のご納入には佐賀銀行の自動引落のご利用が便利でお得です（手数料は本会が負担）。ご利用を希望される方は事務局までお問い合わせください。

— 事務局からのお願い —

事務局にて佐賀県収入証紙を販売しております（大量ではございませんが）。業務でご必要の折は本会にてご購入いただけましたら幸いです。ご協力いただきますようお願いいたします。

編集後記

広報部の福島です。

会報誌の表紙の写真、いつも皆さんに喜んで頂けるよう季節感のあるものを提供しています。

これからも写真を提供しますので関心を持って頂ければ嬉しく思います。

広報部
福島 幸典

